

日本家計中期予測

～ 2021 年までの経済成長で、税・社会保障の負担増を乗り切る～

是枝 俊悟

要約

大和総研の「日本経済中期予測」を家計ベースに落とし込むと、消費税増税によるCPI上昇はあっても、中期的にはそれよりも高い率で名目賃金が伸びる見込みである。2011年からの10年間でCPIは+12.9%、名目賃金は+17.9%となる。

この予測を標準シナリオとして、消費税のほか、復興増税、社会保険料上昇や子ども手当減額等の今後10年間に予測される負担増を考慮して、モデル世帯の実質可処分所得がどのように変化するか試算した。

標準シナリオの下では、今後の制度改正による負担増により、いったんは実質可処分所得は減少するが、経済成長による所得の増加もあるため、「単身世帯」は、2021年時点では2011年時点とほぼ同程度の実質可処分所得に戻る見込みである（▲1.2%～+1.8%）。

「片働き4人世帯」と「共働き4人世帯」では、子ども手当等の改正の反動が大きいため、2021年時点でも2011年時点と同程度の実質可処分所得には戻らない見込みである。2021年時点の実質可処分所得を2011年時点と比較すると▲4.1%～▲1.0%である。

「年金世帯」は、物価スライド特例水準の引き下げや、2015年度以後のマクロ経済スライド実施により、実質可処分所得は減少し続ける見込みである。

目次

はじめに

1章 今後10年間に想定される主な制度改正等

2章 経済前提と年金支給水準（標準シナリオ）

3章 標準シナリオ試算結果

4章 リスクシナリオ試算結果

まとめ

* 本稿は2012年3月31日現在の法令等に基づいて執筆したものである。

はじめに

消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる法案（税制抜本改革法案）が2012年3月30日に閣議決定され、国会提出された。家計の負担増による財政再建が実現に近づきつつある。

中期的に、家計の負担増として予定されているものは、消費税率の引き上げだけではない。2012年6月からは住民税の年少扶養控除が廃止されるほか、子ども手当の所得制限も予定されている。2013年1月からは復興特別所得税の課税が始まり、給与所得控除の上限設定が予定されている。

厚生年金保険料は毎年9月に0.177%ずつ、2017年まで引き上げられることが法定されている。健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の保険料については、収支状況により随時見直しが行われるが、少子高齢化を踏まえれば今後も引き上げの方向性に変わりはないだろう。

筆者はこれまで、「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編」等のレポートにより、制度改革による実質可処分所得の変化等の試算を発表してきた。その試算では、制度改革を踏まえると、現役世帯では2015年において¹、実質可処分所得は2011年比5%弱～9%強の減少、高齢世帯では同7%台の減少という結果になっていた。

しかしながら、家計の実質可処分所得を変化させる要因は制度改革だけではない。大和総研経済調査部経済社会研究班「日本経済中期予測（2012年1月）」（以下、「日本経済中期予測」）では、これらの制度改革がありながらも、日本経済は中期的な経済成長を実現し、2012年度から2021年

度までの10年間で、実質年1.8%、名目年2.4%のGDP成長率を予測している。

本稿では、「日本経済中期予測」で予測されたマクロ経済の成長が実現した場合を標準シナリオとして、今後10年間の制度改革による税・社会保障の負担増を踏まえ、代表的なモデル世帯の実質可処分所得がどのように変化するのか試算を行った。

また、リスクシナリオとして、デフレが継続し名目賃金が伸び悩んだ場合に、税・社会保障の負担増を予定通り実行したと仮定した場合の試算も行った。

1章で主な制度改革について概説し、2章で経済前提および年金支給額の見込みについて説明する。3章では標準シナリオによる試算、4章ではリスクシナリオによる試算を行う。

1章 今後10年間に想定される主な制度改革等

1. 消費税

税制抜本改革法案では、現行5%の消費税率（地方消費税含む、以下同じ）を、2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げるものとしている。

法案では、「消費税率の引上げに当たっての措置」として、2011年度から2021年度までの経済成長率を名目3%・実質2%とすることを目指して総合的な施策を講じることとしている。また、消費税率の引き上げの際には、その措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講じることとしている。すなわち、実際に消費税率引き上げが行われるためには、法が成立することに加えて、一定

1) 2015年1月に消費税率を10%に引き上げることを仮定した試算である。

以上の景気状況となる必要があるとされている。

なお、一時点で見ると一般的に低所得者ほど収入のうち消費に回す割合が高い。このため、消費税には低所得者ほど収入に対する税負担割合が高くなる「逆進性」が生じるとする考え方がある。

一方で、消費税率の引き上げが恒久的なものであるならば、収入はいずれ使うものであり、その時点で消費税を負担することには変わりはないのだから、生涯を通じて考えれば逆進性は生じないとの考え方もある。

法案では、逆進性の問題も踏まえ、社会保障・税共通番号（マイナンバー）を活用した総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入すること、およびこれらの実現前における、暫定的・臨時的な措置として簡素な給付措置を実施することとしている。

本稿では、これらの再分配による措置を考慮しない場合の各世帯の実質的な可処分所得の水準が、どのように推移するのかを試算する。試算により、どのような世帯に配慮が必要なのか（または、配慮の必要がないのか）の検討を行うこととする。

2. 所得税・個人住民税・子ども手当等

1) 復興特別所得税・住民税均等割引き上げ

2011年11月30日、東日本大震災の復旧・復興に向けた施策の財源を確保するための税制改正法が成立した。

これにより、2013年1月から2037年12月まで、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税を徴収すること、2014年6月から2024年5月まで住民税均等割の標準税率を年4,000円から年5,000円に引き上げることが決定した。

法人については、復興特別法人税として2012

年度から2014年度にかけて法人税額に10%の復興特別法人税が課されることが決定した。

増税規模は、増税期間の総額で、復興特別所得税7.25兆円、住民税均等割0.6兆円、復興特別法人税2.4兆円である。

2) 子ども手当等と住民税年少扶養控除の廃止

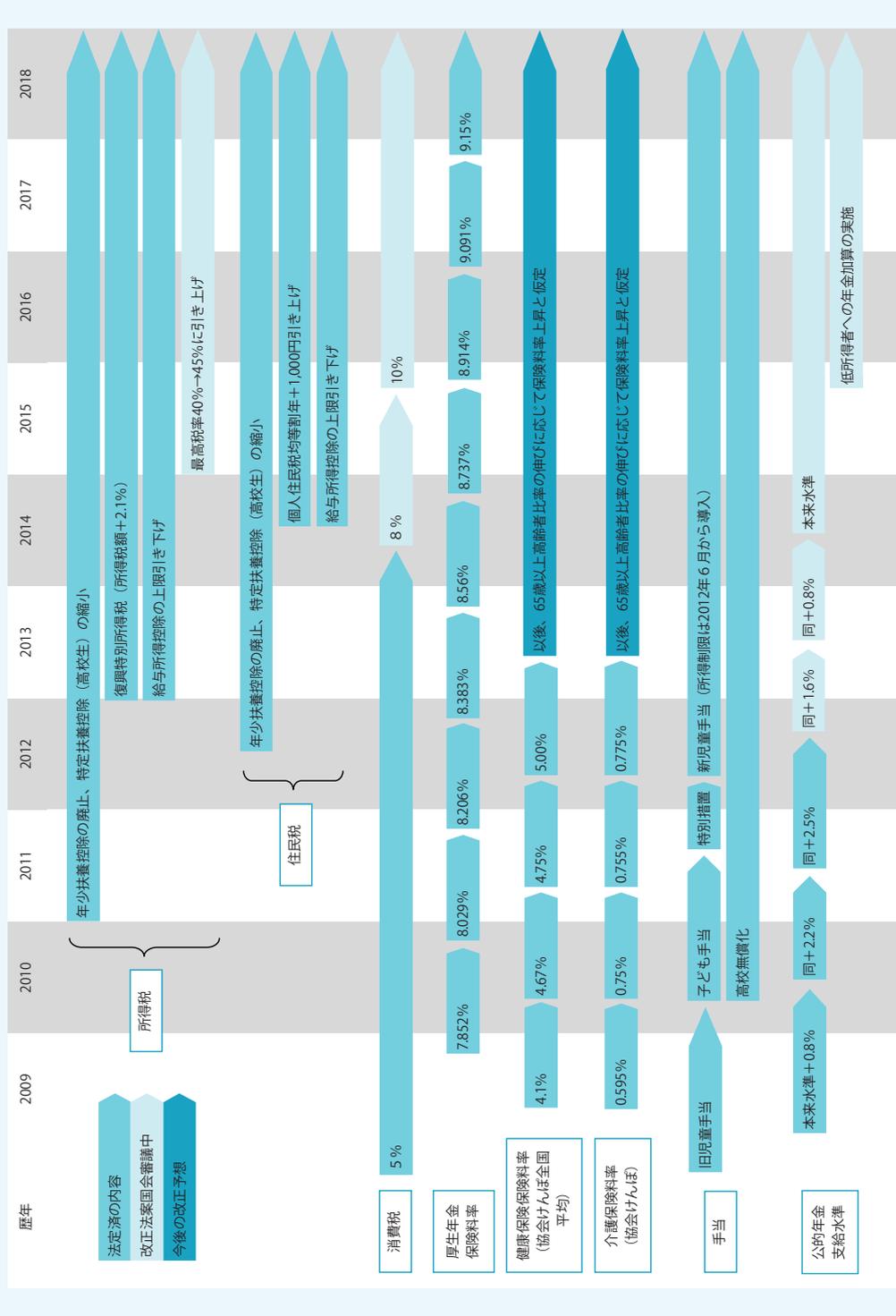
2010年度から、児童手当（原則月0.5万円、所得制限あり）を廃止し、子ども手当（一律月1.3万円、所得制限なし）が導入された。同時に、2010年度税制改正により所得税・住民税の年少扶養控除の廃止が決定された（実際の廃止時期は、所得税は2011年1月から、住民税は2012年6月からである）。

2009年衆院選時の民主党マニフェストでは、子ども手当の金額は2011年度より月額2.6万円に増額（満額支給）するので、年少扶養控除を廃止しても家計の手取り収入は減少しないこととされていた。

しかしながら、2010年参院選後、参議院で野党が多数を握る「ねじれ国会」となり、野党の理解を得られず、また、東日本大震災の復旧・復興財源を捻出する必要性も生じた。このため、子ども手当は2011年10月から逆に減額（原則月1万円）されることとなり、2012年4月からは「児童手当」に名称を戻し、2012年6月からは所得制限が設けられることとなった。

2012年6月からの新たな児童手当の総支給額は、2009年度までの児童手当の総支給額と年少扶養控除による実質的な税負担軽減額の総額と同程度である。すなわち、子育て世帯全体を眺めると、2010年、2011年は一時的に給付が増えたものの、今後は2009年以前の水準に戻るということになる。

図表 1 制度改正スケジュール



(注) 社会保険料率は従業員負担分のみ。2012年3月31日現在の法令等による
(出所) 各種資料をもとに大和総研作成

年収別の影響については、3章で解説する。

3) 給与所得控除の上限設定

2012年度税制改正法の成立により、給与所得控除に245万円の上限が設けられることが決定した(実際の改正時期は、所得税が2013年1月、住民税が2014年6月である)。

現行制度では、年収1,000万円超の給与については、5%の割合で給与所得控除が増加することとなり、年収1,500万円で給与所得控除額が245万円に達する。

このため、改正後は年収1,500万円超の給与所得者は、超過分の給与の5%分、課税所得が増える。

なお、所得税の最高税率の引き上げも検討されているが、課税所得金額5,000万円以上が対象であるため、今回の試算には影響しない。

3. 社会保険

1) 厚生年金保険料引き上げ

2017年度までの厚生年金の保険料引き上げは、2004年の年金制度改正時に毎年0.177% (従業員負担分) ずつ保険料率を引き上げていくことが法定されている。現行法では、2017年10月に保険料率は9.15% (従業員負担分、会社負担分を合わせると18.3%) となり、以後一定となる予定である。

なお、厚生年金の加入者範囲の拡大や、標準報酬月額の上限引き上げも一体改革の検討課題とされているが、今回の試算では考慮しないものとした(標準報酬月額の上限は、平均の名目給与支給額増加率分だけ引き上げられるものと仮定した)。

2) 国民年金・厚生年金支給額

現在の公的年金(国民年金・厚生年金)の支給額は、2000年～2002年の物価下落時に年金水準を引き下げなかった経緯から、特例的に本来水準よりも高い水準(物価スライド特例水準)で支給が行われている。2011年度現在、実際の公的年金の支給水準は、本来水準よりも2.5%高くなっている。

この物価スライド特例水準については、法案により、2012年10月に0.9%引き下げ、2013年4月・2014年4月に0.8%ずつ引き下げを行うことにより解消することとされている。

なお、年金支給額については2004年の年金制度改正により、少子高齢化を反映し、年金給付額を実質で(物価上昇率に対し)毎年0.9%程度ずつ縮減(マクロ経済スライド)することとなっていた。しかし、法律では、物価上昇分から0.9%程度を差し引く仕組みとし、物価が下落した際にはマクロ経済スライドは行われなかったこととなっている。

これまで一度もマクロ経済スライドは実施されておらず、この点を考慮すると、2011年度の年金支給額は5.8%過大に支給されている計算になる²⁾。

デフレ下でもマクロ経済スライドを実施できるようにする改正案も一体改革の検討課題とはされているが、実施するか否かは現時点では明確でない。今回の試算では、デフレ下のマクロ経済スライドは行わないものとした。

将来の年金支給額の試算は2章で行う。

2) 是枝俊悟「政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析」(2011年7月5日)を参照。

3) 雇用保険・健康保険・介護保険

雇用保険（失業等給付部分）については、現状、十分な積立金を有している等の理由から、2011年度の現行原則0.6%（従業員負担分、以下この節の保険料率は全て従業員負担分）から2012年度は原則0.5%に引き下げられた。当面、雇用政策等を大きく変えない限り、雇用保険料率は維持できるものと考え、試算では2013年度以後も、2012年度の保険料率で一定とした。

健康保険（協会けんぽ・全国平均）の保険料率は、2011年度4.75%から2012年度は5.0%に引き上げられた。これは、主に高齢化によって高齢者医療費が増加していることに加え、現役世代の賃金水準が落ち込んだことを反映している。

今後は現役世代の賃金水準については徐々に増加していくものと見込まれるため、2013年度以後の保険料率増加については高齢化要因のみを反映させた。具体的には、2013年度以後の保険料率は、65歳以上高齢者比率の増加に応じて引き上げられるものとした。

介護保険（協会けんぽ）の保険料率は、2011年度0.755%から2012年度は0.775%に引き上げられた。試算では、2013年度以後の保険料率は、健康保険と同様に、65歳以上高齢者比率の増加に応じて引き上げられるものとした。

なお、後期高齢者医療制度の保険料および高齢者の介護保険料については2011年度の東京都23区の保険料をベースとして用い、2012年度以後については現役世代の医療・介護の保険料率引き上げの割合と同じ率で保険料が増加するものとした。

2章 経済前提と年金支給水準 (標準シナリオ)

1. 「日本経済中期予測」の経済前提

「日本経済中期予測」では、2012年度～2021年度の10年間の経済成長率（年率平均）を、名目2.4%、実質1.8%と見込んでいる³。

予測の前半（2012年度～2016年度）では設備投資主導の回復を見込んでいる。リーマン・ショックによる世界同時不況や電力の安定供給不足懸念からくる投資の調整局面を脱することに加え、東日本大震災からの復興投資が見込まれるためである。ただし、この見通しは、電力政策について将来像がある程度明らかになることを前提としている。

賃金やGDPギャップの状況を考慮すると、消費者物価指数（CPI）の前年比がプラスに転化するデフレ脱却の時期は、2013年度と見込んでいる。予測期前半での設備投資と復興需要によってGDPギャップ（デフレギャップ）も縮小が見込まれ、後半（2017年度～2021年度）には賃金上昇圧力が生じるものと予想している。

10%までの消費税率引き上げは一時的な消費低迷や駆け込み需要とその反動をもたらすとしても、日本経済のトレンド的成長をさらに下方屈折させるとは思われぬものとなっている。

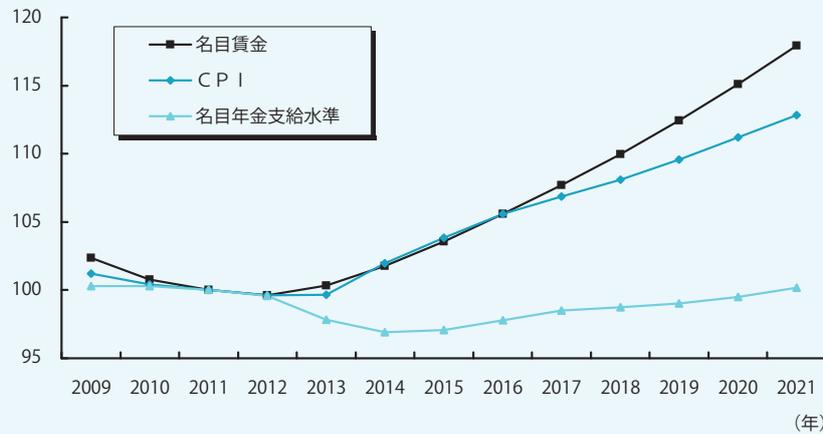
2. 名目賃金とCPI

「日本経済中期予測」をもとに、各年の給与所得者の平均賃金水準とCPIの水準を作成すると、図表2のようになった（年金支給水準については後述）。

3) 「日本経済中期予測」では年度単位で試算を行っている。本稿「日本家計中期予測」では、これを暦年に変換して試算を行った（所得税や年金支給額の算定に暦年単位の計算が必要になるため）。

図表2 「日本経済中期予測」の経済前提と年金支給水準の予測

2011年=100とした指数



(出所) 大和総研試算

消費税率の引き上げは織り込まれており、CPIは消費税を含む税込み価格の水準である。2011年から2012年にかけて名目賃金は減少するが、2013年以後は経済成長の下で名目賃金が増加に転じるものとなっている。

2011年を100とした指数で見ると、2016年までは、CPIと名目賃金が同程度の水準となっている。暦年単位で見ると、2014年から2016年までの3年間は、消費税率引き上げの影響が出ている。

消費税率引き上げの影響を1年ごとに見ると、2013年はCPI上昇率(+0.1%)よりも名目賃金上昇率(+0.7%)の方が高いが、2014年(4月から消費税率8%に引き上げ)はCPI上昇率(+2.3%)よりも名目賃金上昇率(+1.4%)の方が低くなっている。2015年(10月から消費税率10%に引き上げ)はCPI上昇率・名目賃金上昇率ともに+1.8%、2016年(1年を通じて消費税率10%となる年)はCPI上昇率(+1.7%)よりも名目賃金上昇率(+2.0%)の方が

若干高い。

消費税率10%までの引き上げが完了した2017年以後においては、CPIと名目賃金の開きが大きくなっていき、2021年時点においては、CPIが112.9であるのに対し名目賃金は117.9となる。なお、この名目賃金とは所得税や社会保険料を考慮しないものである(これらについては3章で考慮する)。

3. 年金支給水準

年金支給水準は、本来、名目手取り賃金変動率、CPI変動率、調整率の3つの指標を用いて毎年度改定が行われる。

これまで物価スライド特例措置により本来とは異なる改定が行われてきたが、改正法案が成立すれば、2015年度以後は本来のルールにのっとった改定が行われる。

まず、物価スライド特例水準の解消により、2011年度から2014年度にかけて、年金支給額は2.5%引き下げられる。

2015年度以後に適用される、本来のルールでは、既裁定者（既に年金が支給開始された者）については、原則としてCPI変動率から調整率（少子高齢化を反映して実質的に給付を削減する率、0.9%程度）を控除して改定を行う（この調整率の控除をマクロ経済スライドという）。ただし、CPI変動率がマイナスの場合には調整率の控除は行われぬ（マクロ経済スライドが実施されない）等の例外ルールもある。

本稿の試算（標準シナリオ）では、2015年度よりマクロ経済スライドが実施され、年金支給額は名目では増加するものの、物価上昇率より低い率の改定が続く。2011年を100とすると、2021年時点ではCPIは112.9となるが、年金支給水準は100.2にとどまる見込みである。

なお、消費税率引き上げ時には、それに連動してCPIが上がる。これまでの消費税率導入時、3%から5%への引き上げ時にもこの点について修正が行われたことはない。

すなわち、消費税が引き上げられても、その分は年金支給額に織り込まれるのであるから年金生活者の負担する消費税分は年金支給額に織り込まれているとも言える。

もっとも、本稿の試算（標準シナリオ）では、消費税率引き上げに伴うCPI上昇は、年金支給額の改定のプラス要因にはなるが、調整率による控除（マクロ経済スライド）に一部を打ち消される形となる。したがって、実際には、年金生活者は消費税率引き上げ分の一部を負担する形になると言えるだろう。

ただし、消費税の増税とマクロ経済スライドは

別物であり、消費税増税によるCPI上昇分は年金改定の際の改定率から控除すべきとする考え方もある。「日本経済中期予測」では、この考え方をとると、財政収支対GDP比が0.4%ポイント程度改善するという試算結果になっている。

3章 標準シナリオ試算結果

1. 世帯・年収等の前提

本稿では、「単身世帯」「片働き4人世帯」「共働き4人世帯」「年金世帯」の4つの世帯類型を設定し、2021年までの実質可処分所得の推移を試算した。「片働き4人世帯」「共働き4人世帯」は夫婦と小学生の子ども2人とした。

実質可処分所得とは、給与収入または年金収入から所得税・住民税・社会保険料を控除した可処分所得をCPI（2011年を基準年とした）で割り引いて実質化したものである。すなわち、実質可処分所得は、各年の可処分所得が2011年現在の物価水準で考えて、どの程度購買力を持っているかを示したものであり、この水準の増減が生活水準の増減と言える。

給与収入については、2011年における世帯年収を300万円～2,000万円に設定し、その前後の年の年収については、2章の経済前提の下で変動するものとした。

「年金世帯」については、夫婦とも後期高齢者医療制度に加入する者（75歳以上）とし、年金支給額は2011年において夫婦で年240万円（月20万円）とした⁴。年金支給額は、2章の経済前提の下で変動するものとした。

4) 2010年度の老齢厚生年金（老齢基礎年金分を含む）の支給額の平均（夫分）は月15.3万円、老齢基礎年金の支給額の平均（妻分）は月5.3万円であり、夫婦合計の年金支給額は月20.6万円程度である（日本年金機構「日本年金機構の主要統計（平成22年度版）」による）。

試算では、時間が経過することにより年齢を重ねる効果は考慮しない。すなわち、小学生の子どもが中学生や高校生になることによる手当や控除の変動は考慮しない。

また、本稿の試算では、年齢上昇に伴う賃金上昇も考慮されていない。実際の各個人の賃金上昇については、ベースアップ分と定期昇給分（もしくは昇格等による昇給分）があるが、本稿ではこのうちベースアップ分のみを考慮し、定期昇給分は考慮していない。

実際に、個別の世帯の将来収入等を推計する際には、この試算に定期昇給分を加算して考える必要がある。

2. 標準シナリオ試算結果

1) 単身世帯

「片働き4人世帯」および「共働き4人世帯」については、子ども手当等の改正の影響を大きく受ける。このため、まずは子ども手当等の改正の影響を受けない「単身世帯」について分析する。

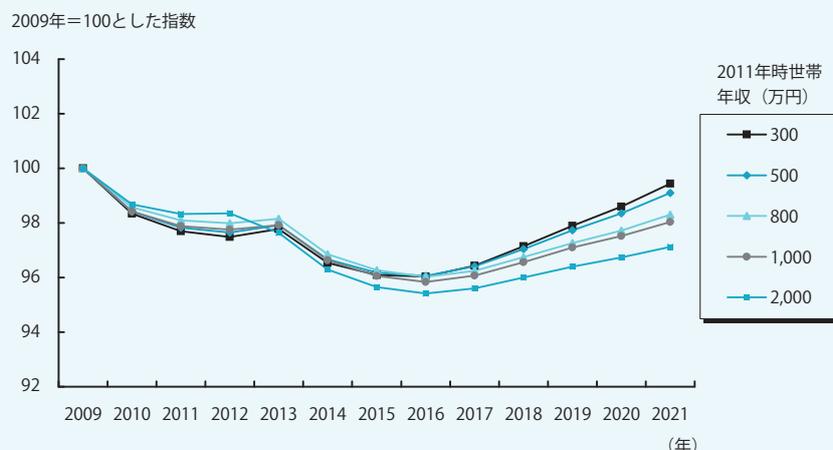
実質可処分所得の水準は、子ども手当等の政策の影響を分析できるようにするため、2009年を100として指数化した（図表3～図表7において同じ）。特に断らない場合、実質可処分所得は2009年を100とした指数で表記する（2011年比等、他の年と比べた変動については%で表記し、区別する）。

単身世帯の実質可処分所得は、図表3に示される。

単身世帯については、2009年から2012年にかけては、社会保険料率の上昇はあるものの、大きな制度改正は行われていない。この間の単身世帯の可処分所得の減少は、主にCPI以上に名目賃金が落ち込んだ（落ち込む）ことと、社会保険料率の上昇による。

なお、2012年までにおいては、2009年比の実質可処分所得は年収が高い世帯ほど高くなっている。これは、名目賃金が減少した際、年収が高い世帯ほど適用税率が高く所得税額がより多く減少するためである。

図表3 単身世帯の実質可処分所得予測（標準シナリオ）



（出所）大和総研試算

2013年においては、名目賃金上昇率の方がCPI上昇率より高いため（2章2節参照）、年収300万円・500万円・800万円・1,000万円の世帯は実質可処分所得が増加する。しかし、年収2,000万円の世帯は給与所得控除上限設定の影響を受ける（1章2節参照）ため、実質可処分所得が減少する。なお、2013年から始まる復興特別所得税の影響は軽微である。

2014年は名目賃金上昇率がCPI上昇率より低い（2章2節参照）、実質可処分所得が減少する。2015年は名目賃金上昇率とCPI上昇率が同じである（2章2節参照）が、社会保険料率が上昇するため、実質可処分所得は減少する。

2016年は名目賃金上昇率がCPI上昇率より若干高い（2章2節参照）が、社会保険料率増加による負担増の方が大きく、実質可処分所得は減少する。

2017年以後は、名目賃金上昇率がCPI上昇率より高くなり、社会保険料率上昇による負担増を補えるため、実質可処分所得が増加する。

2021年時点で見ると、2009年を100とした実質可処分所得は、年収300万円の世帯で99.4、年収500万円の世帯で99.1、年収800万円の世帯で98.3、年収1,000万円の世帯で98.0、年収2,000万円の世帯で97.1となる（2011年比では▲1.2%～+1.8%である）。高所得世帯ほど適用税率が高いので名目賃金が伸びても所得税がより多く増え、実質可処分所得が伸びにくくなっている。

2021年時点では、消費税率引き上げや社会保険料増などの負担増を乗り越え、ほぼ2011年の実質可処分所得の水準に戻る見込みである。ただし、いずれの世帯も2021年までには2009年の実質可処分所得の水準には戻らない結果となった。

この計算は、2016年以後に追加の増税を行わないことが前提となっている。「日本経済中期予測」では、消費税率を10%に引き上げてみてもなお、2016年度の基礎的財政収支（PB）の対GDP比は▲3.7%の赤字の予想である。

2016年以後にもさらなる消費税率引き上げが必要となるとすると、単身世帯の実質可処分所得が2011年の水準に戻るのには2021年よりもさらに先になる。

2) 片働き4人世帯

「片働き4人世帯」の試算結果は図表4に示される。

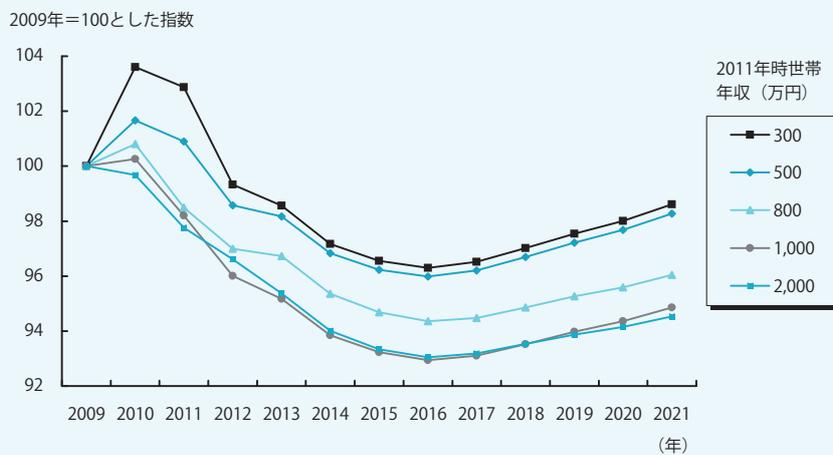
「片働き4人世帯」に予測される実質可処分所得の変動は、単身世帯よりも厳しい。子ども手当等の改正の反動がこれから大きく現れていくためである。

2009年から2010年にかけて、児童手当から子ども手当への切り替え（原則月0.5万円→1.3万円）で実質可処分所得は大きく増えた（支給額が同じであるため、低所得世帯ほど増加率は高い）。

しかし、2011年から子ども手当等の改正の反動が現れ始める。年少扶養控除が2011年1月から所得税、2012年6月から住民税で廃止される（された）。また、手当の支給額が2011年10月から減額された（月1.3万円→原則1万円）。さらに、2012年6月から手当に所得制限が設けられる（所得制限世帯は月1万円→0.5万円）予定である。

これらの改正が完全に実施される2013年の時点では、政策的影響に加え、この期間に名目賃金がCPI以上に減少した（減少する）ことなどもあり、2009年時点より全ての世帯で実質可処分所得が減少している。

図表4 片働き4人世帯の実質可処分所得予測（標準シナリオ）



（出所）大和総研試算

なお、年収300万円・500万円の世帯については、子ども手当等の政策変更の影響のみについては、実質可処分所得を増加させるものではあるが、この間の名目賃金（のCPI以上の）減少や社会保険料率の上昇による負担増を補えない。

2014年以後の実質可処分所得の変動は、同じ世帯年収の「単身世帯」とほぼ同様の軌跡を描くが、名目賃金が上昇していく過程では、実質可処分所得の増加は「単身世帯」よりも鈍くなる。

年少扶養控除の廃止とともに手当は増額されたが、CPIや名目賃金が上昇していくと次第に一定額の手当のメリットよりも年少扶養控除廃止のデメリットの方が大きくなっていくためである。

というのも、手当の額は一定であるためCPI上昇に伴い実質ベースでは目減りしていく⁵のに対して、年少扶養控除は所得を一定額差し引く仕組みであるため、名目賃金が上がっていくほど適用税率が上がり年少扶養控除廃止のデメリットは

大きくなっていくからである。

結果として、2021年時点で見ると、いずれの世帯年収であっても、「片働き4人世帯」の実質可処分所得の水準（2009年比）は、「単身世帯」よりも低くなっている。年収300万円の世帯において、「単身世帯」の99.4に対し、「片働き4人世帯」は98.6である。年収2,000万円の世帯では、「単身世帯」の97.1に対し、「片働き4人世帯」は94.5となっている。

「片働き4人世帯」の2021年の実質可処分所得は、2011年比では▲4.1%～▲2.5%である。

「片働き4人世帯」では2021年時点で、2009年と比べても、2011年と比べても、いずれの世帯でも実質可処分所得が低くなる見込みである。

少なくとも、年金支給額に物価スライドの仕組みがあるならば、新しい児童手当の支給額についても物価スライドを行うべきであろう。今後の物価上昇により手当を目減りさせるのでは、年少扶

5) これまでのところ、児童手当・子ども手当について物価スライドが行われたことがないため、新しい児童手当についても物価スライドが行われないものとした。

養控除の廃止は単なる増税であると言っほかにない。

3) 共働き4人世帯

「共働き4人世帯」の試算結果は図表5に示される。

「共働き4人世帯」は、「片働き4人世帯」と比較して、同じ世帯年収であれば実質可処分所得が伸びやすい。これは、日本は個人単位の累進課税であるため、同じ世帯収入であれば、片働きよりも共働きの方が適用される所得税率が低くなるためである。

また、共働き世帯は、世帯年収で見ると児童手当の所得制限にかかりにくい。共働き世帯の場合、所得制限の収入は夫婦の合計収入ではなく、夫婦のうち高い方の年収で判定される。片働き4人世帯で年収1,000万円ならば所得制限の対象となるが、片働き4人世帯で夫婦のうち一方が年収600万円、他方が年収400万円の場合は所得制限の

対象にならない。

同じ年収の単身世帯と比較すると、「単身世帯」よりも「片働き4人世帯」の方が適用税率が低くなることは実質可処分所得が多くなる要因だが、子ども手当等の改正については実質可処分所得が少なくなる要因である。

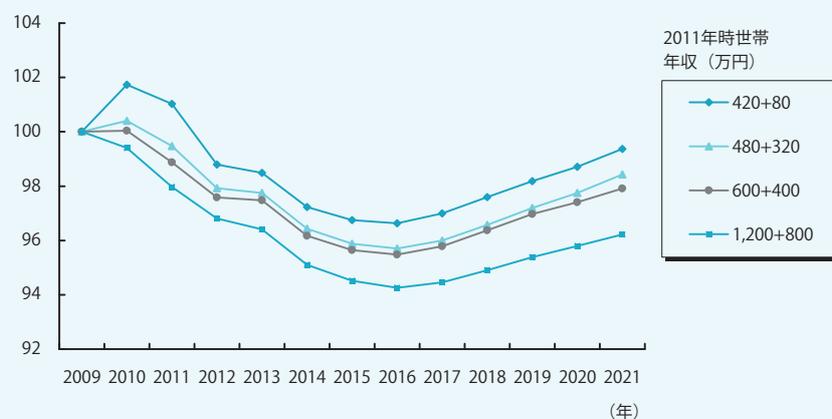
2021年時点の実質可処分所得(2009年比)は、年収500万円(夫婦のうち一方が年収420万円+他方が80万円)の世帯で99.4、年収800万円(同480万円+320万円)の世帯で98.4、年収1,000万円(同600万円+400万円)の世帯で97.9、年収2,000万円(同1,200万円+800万円)の世帯で96.2である。

2011年比で見ると、▲1.8%~▲1.0%である。

「共働き4人世帯」においても、「片働き4人世帯」と同様に、2021年時点で、2009年・2011年いずれと比べても、いずれの世帯でも実質可処分所得が低くなる見込みである。ただし、その低下の割合は「片働き4人世帯」よりも少ない。

図表5 共働き4人世帯の実質可処分所得予測(標準シナリオ)

2009年=100とした指数



(出所) 大和総研試算

4) 年金世帯

「年金世帯」の試算結果は、図表6に示される。現役世帯は、経済成長による名目給与増加の恩恵を受けられるが、年金世帯はその恩恵を受けられない。

これは、年金支給額が原則として賃金スライドではなく、物価スライドとなっているためである。

これに加えて、まず、2012年度から2014年度にかけて、物価スライド特例水準の解消に伴う年金支給額の2.5%の引き下げが行われる。

さらに、2015年度以後はマクロ経済スライドが開始されるため、年金支給額はCPI上昇率よりも低い上昇率での改定が続く。

このほかに、社会保険料負担増もあるため、年金世帯の実質可処分所得は2021年には2009年比で88.2まで減少する（2011年比では▲12.6%である）。

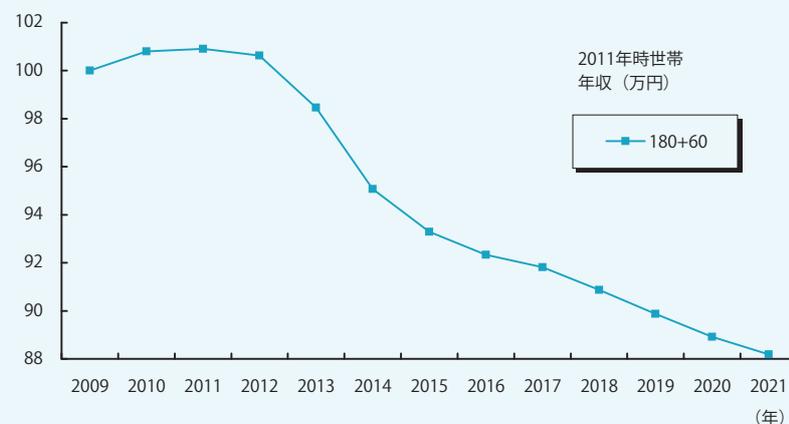
単純にこの試算結果の数値だけを見ると、「現役世帯の実質可処分所得はあまり減らないのに、年金世帯ばかり減少するのは不公平である」と考

えられるかもしれない。しかし、この点については慎重な考察が必要である。

まず、この試算は財政状況を考慮したものではない。年金受給者について、物価上昇率よりも低い率での年金改定（マクロ経済スライド）が行われることは、2004年の年金制度改正の時点で既に決まっていることである。年金支給額の実質的な抑制を行わなければ、将来、財政を維持できないことは明らかである⁶。にもかかわらず、デフレによりマクロ経済スライドが実施されず、年金支給水準が据え置かれてきた（もしくは実質的に引き上げられてきた）というのが現状である。現在の現役世代の厚生年金保険料率は、マクロ経済スライドを実施することを前提にしたものであり、もしマクロ経済スライドを実施しないのであれば、現在の現役世代の保険料率を引き上げるか、年金給付額を減らさなければ財政は維持できない。財政を維持するため（また、現在の現役世代にも年金を支給できるようにするため）には、マクロ経済スライドの実施は必要であると思われる。

図表6 年金世帯の実質可処分所得予測（標準シナリオ）

2009年=100とした指数



(出所) 大和総研試算

6) 鈴木準・原田泰「財政を維持するには社会保障の抑制が必要」（2010年12月29日）を参照。

もっとも、マクロ経済スライドを実施した結果、最低限度の生活が困難なほど困窮してしまうような世帯においては、「低所得者への年金加算」や生活保護などの施策が求められるだろう。

なお、2004年の年金制度改正の時点で、将来の実質的な年金支給水準がこれだけ減少することは、年金受給者に十分に理解されていなかった面もあるように思われる。マクロ経済スライドの実施に当たっては、政府・与党および野党（2004年の年金制度改正時の与党は自民党・公明党であった）がこの点を丁寧に説明し、年金受給者に理解を求める必要があるだろう。

ちなみに、2章で検討した消費税率引き上げに伴う物価上昇分を年金改定に反映しない案を採用すると、年金世帯の実質可処分所得はさらに5%程度減少することになる。

4章 リスクシナリオ試算結果

「日本経済中期予測」の経済前提とは別に、名

目賃金が伸びず、デフレが継続するリスクシナリオの試算も行った。

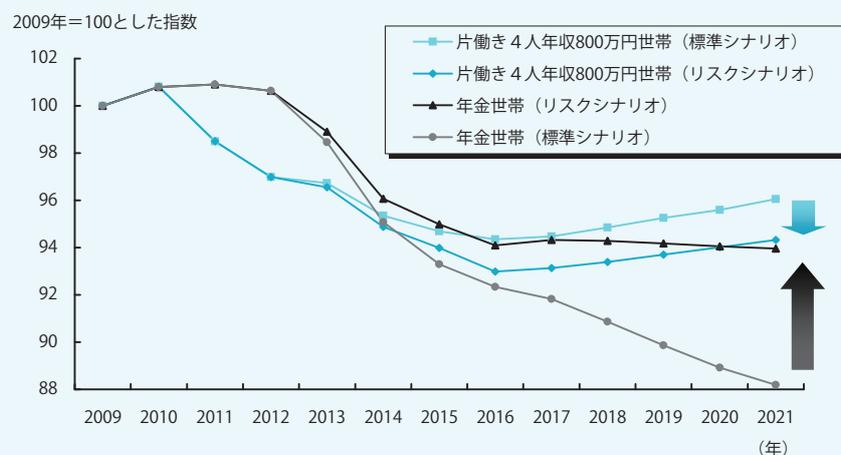
リスクシナリオでは、近年の傾向を参考に、2012年以後のCPI上昇率を年▲0.4%（消費税率の引き上げ分を除く）⁷⁾、名目賃金上昇率を0%と仮定した。単純にデフレが継続するだけでなく、名目賃金上昇率がCPI上昇率を上回る差分についても、標準シナリオより小さく設定している。

法案の記載を考慮すると、この場合には、景気への配慮のため、消費税率引き上げは行われぬものと考えられるが、試算では比較のため、デフレ下で消費税率引き上げを強行したものと仮定する。

リスクシナリオでは、現役世帯の代表的ケースとして「片働き4人年収800万円世帯」と、「年金世帯」（3章と同じ年収240万円）の2ケースを試算した。

リスクシナリオの試算結果は、図表7に示される。「片働き4人年収800万円世帯」では、標準

図表7 リスクシナリオの実質可処分所得予測



7) 消費税率の引き上げ時は、消費税率引き上げ分の80%がCPI上昇になるものとした。

シナリオと比べ、名目賃金が伸びない（CPI対比の相対的な上昇率が低い）ため、実質可処分所得が少なくなる。

他方、「年金世帯」では、標準シナリオに比べ、マクロ経済スライドが実施されない年度が多くなるため⁸、実質可処分所得が多くなる。

試算結果からは、経済がデフレから脱却できない方が、年金世帯にとって実質可処分所得が高くなるという矛盾が見られる。

もっとも、仮にこのような経済状況になったとしても、少子高齢化が止まるわけではなく、マクロ経済スライドを実施しないことは財政を悪化させ続ける。その結果、現在の現役世代の税・社会保障料増や、年金給付額の引き下げなどをもたらすことになる。筆者は、デフレ下でもマクロ経済スライドが実施できるように法改正すべきと考える。

まとめ

本稿「日本家計中期予測」では「日本経済中期予測」によるCPIや名目賃金の変動予測を標準シナリオとし、家計ベースに落とし込んで、実質可処分所得の予測を行った。

標準シナリオが実現すると、「単身世帯」は、今後の制度改正による負担増が待っているとはいえ、経済成長による所得の増加もあるため、2021年時点では2011年時点と同程度の実質可処分所得に戻る見込みである（▲1.2%～+1.8%）。

「片働き4人世帯」や「共働き4人世帯」では、2021年時点でも2011年時点と同程度の実質可処分所得には戻らない見込みである。2021年時点の実質可処分所得を2011年時点と比較すると▲4.1%～▲1.0%である。

子育て世帯にとっては、実質可処分所得の減少が待ち受ける厳しい見通しといえる。ただし、標準シナリオにおける2011年比の実質可処分所得の減少は最大でも▲4.1%であり、「今より1割も2割も生活水準が低下する」という見込みにはなっていない。

なお、これらの試算は、経済全体の給与水準の変動（いわば、「ベア分」）のみを考慮したものであり、個人の在職年数の増加や地位の向上（いわば、「定期昇給分」）は考慮されていないものである。厚生労働省「平成23年賃金引上げ等の実態に関する調査」によると、2011年において定期昇給を実施した企業は62.9%、実施した企業の定期昇給による平均昇給率は年1.5%であった⁹。実際に、個別の家計において、収支見込みを作成し、消費・貯蓄・投資などの計画を立てる際には、勤めている企業においてどの程度定期昇給が期待し得るかを考慮する必要があるだろう。

「年金世帯」については、標準シナリオにおいて実質可処分所得が減少し続ける。2021年の実質可処分所得は2011年比で▲12.6%となる。しかし、これは2004年の年金制度改正の時点から予定されていたことであり、この実質的な給付抑制を行わなければ将来の財政は維持できない。

デフレが継続するリスクシナリオが実現すれ

8) リスクシナリオの場合、マクロ経済スライドが実施された年度は2016年度と2017年度のみであった。前年の消費税増税によるCPI上昇分の一部をマクロ経済スライドで押し戻した。

9) 非管理職における数値。調査対象企業は製造業・卸売業・小売業については常用労働者30人以上、その他の産業は常用労働者100人以上。

ば、マクロ経済スライドが実施されない年度が多くなり、実質可処分所得の減少幅は小さくなる。しかし、個別の家計において、デフレが継続することを期待して消費・貯蓄・投資などの計画を立てることは望ましいものではないように思う。

本稿の予測が、国民の家計における将来の貯蓄・消費等の計画、または政策検討の際の参考指標となれば幸いである。

図表8 実質可処分所得の試算結果[いずれも標準シナリオ]
(単位：万円)

世帯類型	世帯年収	2009年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
片働き 4人世帯	300	273.3	283.2	281.2	271.5	269.4	265.6	263.9	263.2	263.8	265.2	266.6	267.9	269.5
	500	429.7	436.9	433.6	423.6	421.8	416.1	413.5	412.5	413.4	415.5	417.8	419.8	422.3
	800	650.4	655.6	640.6	630.8	629.1	620.1	615.8	613.6	614.5	616.9	619.5	621.7	624.7
	1,000	781.6	783.7	767.6	750.4	743.9	733.5	728.7	726.5	727.7	731.0	734.5	737.5	741.4
	2,000	1,391.9	1,387.4	1,360.7	1,344.8	1,327.5	1,308.5	1,299.1	1,295.2	1,297.1	1,301.8	1,306.6	1,310.5	1,315.9
共働き 4人世帯	420+80	443.2	450.9	447.8	437.9	436.5	430.9	428.8	428.3	429.9	432.6	435.2	437.5	440.4
	480+320	670.9	673.6	667.4	657.0	655.8	647.0	643.3	642.1	644.1	647.9	652.1	655.8	660.4
	600+400	824.8	825.1	815.6	804.9	804.0	793.3	788.9	787.5	790.1	795.0	799.8	803.4	807.6
	1,200+800	1,512.8	1,503.8	1,482.1	1,464.5	1,458.5	1,438.8	1,429.8	1,426.0	1,429.0	1,435.8	1,443.0	1,449.3	1,455.6
	300	247.0	242.9	241.3	240.8	241.5	238.4	237.4	237.2	238.2	239.9	241.8	243.5	245.6
単身世帯	500	401.5	395.1	392.7	392.0	393.1	388.1	386.1	385.6	387.1	389.6	392.3	394.8	397.9
	800	608.2	599.6	596.6	596.0	597.0	589.1	585.5	584.0	585.4	588.4	591.6	594.4	597.9
	1,000	740.3	728.7	724.7	723.7	725.0	715.4	711.2	709.5	711.2	714.9	718.9	722.0	725.8
	2,000	1,338.0	1,320.3	1,315.6	1,315.9	1,306.4	1,288.4	1,279.9	1,276.6	1,279.2	1,284.5	1,289.9	1,294.4	1,299.5
	年金世帯 180+60	225.4	227.3	227.5	226.9	222.0	214.3	210.3	208.2	207.0	204.9	202.6	200.5	198.8

(注) 2011年のCPI水準をもとに実質化した金額である

(出所) 大和総研試算

【参考文献】

- ・経済調査部 経済社会研究班（鈴木準・溝端幹雄・神田慶司）「日本経済中期予測（2012年1月）」
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/japan/mloutlook/12012301mloutlook.html>
- ・鈴木準・原田泰「財政を維持するには社会保障の抑制が必要」
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/japan/mlothers/10122101mlothers.html>
- ・鈴木準「社会保障・税一体改革の課題」、『大和総研調査季報』2011年秋季号（Vol.4）
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/japan/mlothers/12020101mlothers.html>
- ・是枝俊悟「政府・与党の社会保障と税の一体改革成案の分析」
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11070501tax.html>
- ・是枝俊悟「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編」
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11121601tax.html>
- ・是枝俊悟「2012年度税制改正大綱（家計関連税制）解説編」
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12022201tax.html>

[著者]

是枝 俊悟（これえだ しゅんご）



金融調査部 制度調査課
研究員
担当は、税制・会計、金商法、
社会保険制度